

松原市省エネルギー診断受診補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の二酸化炭素の排出量の削減を図るため、次条に規定する省エネルギー診断を受診した市内事業者に対し、松原市省エネルギー診断受診補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を営む法人その他の団体又は個人が当該事業を営む場をいう。
- (2) 診断実施機関 一般財団法人省エネルギーセンター又は経済産業省の補助事業である「地域プラットフォーム構築事業」の採択を受けて省エネルギー診断を実施する者をいう。
- (3) 省エネルギー診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
 - イ 経済産業省による「地域プラットフォーム構築事業」の採択を受けた事業者が、当該事業に基づき行う省エネルギー診断

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) この要綱による補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助年度内に開始及び完了する、市内に所在する事業所に係る省エネルギー診断の受診とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施する者が負担した省エネルギー診断の受診に係る費用とする。ただし、補助対象経費の支払いに係る振込手数料を除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、23,100円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、松原市省エネルギー診断受診補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、診断実施機関による省エネルギー診断の受診後において、当該提出を行うことができる。

- (1) 省エネルギー診断を申し込んだことが分かる書類（第2条第3号アの省エネルギー診断を受診するときに限る。）又は省エネルギー診断に係る診断実施機関との契約書（第2条第3号イの省エネルギー診断を受診するときに限る。）

(2) 法人登記にかかる全部事項証明、営業許可証等、直近の確定申告書の写しその他の市内で事業を営んでいることが分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは松原市省エネルギー診断受診補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは松原市省エネルギー診断受診補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに、松原市省エネルギー診断受診補助金事業中止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第10条 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業完了後速やかに、松原市省エネルギー診断受診補助金実績報告書兼請求書(様式第5号。以下「実績報告書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(1) 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し

(2) 省エネルギー診断に係る領収書の写し

2 市長は、前項に規定する実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき額を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第9条の規定による届出により補助対象事業を中止したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

(協力)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて受診した省エネルギー診断の事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市長に協力しなければならない。

(実施の細目)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。